

4月1日から「町立病院」は 「和寒町立診療所」へ変わります

4月1日（木）から町立病院が無床診療所となります。診療所化により体制が一部変更となりますのでお知らせします。

【重要な変更点】

- (1) 入院することができなくなります。
- (2) 外来診療については時間外の診察は行いませんので、下記の診療時間をご確認ください。

【診療時間と診療担当医師】

診療時間	月	火	水	木	金	土	受付時間
8:30~12:15 〔午前〕	院長 副院長	院長 副院長	院長 副院長	院長 副院長	院長 副院長	どちらかの 医師1名	11時45分 まで
13:15~17:00 〔午後〕	どちらかの 医師1名 ↓	どちらかの 医師1名	どちらかの 医師1名	どちらかの 医師1名 ↓	どちらかの 医師1名		16時30分 まで
17:00~19:00 〔夜間診療〕	午後からの 医師1名			午後からの 医師1名			18時30分 まで

※学会出張などにより、担当する医師が変更となる場合もあります。

- 診療担当医師が1名の時間帯では、内科・外科などの区別をしないで診察します。
- 休診日：土曜日（午後）、日曜日、祝日、年末年始
- ☆診療時間外での診察 3月31日（水）は午後5時以降の時間外診察は行いません。
- ☆平日診療時間の延長 毎週月曜日、木曜日の夜間診療は4月5日（月）から始まります。

【夜間や休日などの診療時間以外の時は・・・】

- 体調が悪い。気になる身体の症状がある。
- けがの応急処置方法が知りたい。
- 医療機関の情報が知りたい。 等々

そんな時は、『わっさむ健康あんしんダイヤル24』をご利用ください。

通話料
無料

0120-200-714

24時間 年中無休／通話料・相談料無料

※急病、重症のときは、119番（救急要請）におかけください。

【土曜日も町営バスを運行します】

和寒町立診療所の土曜診療に伴い、4月3日（土）から予約方式（デマンド）による運行（試行）が始まります。

区分	発車時刻	受付時間
1便	7:45	前日の午後5時までに予約 発車時刻の1時間前までに予約
2便	10:00	
3便	12:30	

※予約に関しては町営バス予約専用ダイヤル（32-2525）へお問い合わせください。

■詳しくは町立病院まで（Tel32-2103）

広報わっさむ
お知らせ版

2021.3.19

NO.294

図書館では読み終わった不用本を必要な方に活用していただくため、下記の日程で古本リサイクルまつりを開催します。多くの本の中から、関心のある本を探してみませんか。

【古本リサイクルまつり】

- 日 時 3月27日(土)～3月28日(日)
- 場 所 図書館視聴覚室
※ご来場の際はマスクの着用にご協力お願い致します。
※お持ち帰り用の袋は各自でご用意ください。

【不用本の受付】

- 期 間 3月23日(火)まで図書館にお持ちください
- 対象本 一般書(小説類・実用書)・児童書・絵本・漫画本に限ります
(月刊誌・週刊誌は受付できません)
- その他 提供者の氏名は公表しません

■詳しくは図書館まで (Tel.32-4646)

中和ダム警報サイン

例年、4月末から5月には、融雪水により剣淵川の水位が上昇します。中和ダムの管理規定では下流の河川水位が急激に上昇する恐れがある場合には、ダム地点から道道和寒鷹栖線の和寒橋下流でワッカウェンナイ川と合流する地点までの地域に対して、警報のサイレンを鳴らし警報車により周知することとなっています。

● 河川の急激な増水が予想される例

次の場合、警報サイレンを鳴らしますので、中和ダムがある剣淵川流域の住民の方々はもとより、剣淵川に近づくことがある皆さまには警報の意味をご理解いただき、事故が起きないように十分注意をお願いします。

- ① 4月末から5月の融雪時期
 - ② 長雨や集中豪雨などによりダムの貯水量が急激に増えたとき
- ※サイレンは55秒間鳴り、5秒休みが9回続きます。

● 警報用のサイレンは次の場所に設置されています。

- ① 和寒町字中和 20 線 9 号 中和ダム操作室
- ② 和寒町字中和 20 線 5 号 旧消防第 3 分団詰所
- ③ 和寒町役場 (消防サイレンを兼用)

■詳しくはてしおがわ土地改良区 事業第3課まで (Tel.0165-29-7177)



新入学(園)児を交通事故から守りましょう

4月6日(火)から4月15日(木)までの10日間、「春の全国交通安全運動」が実施されます。4月は新入学(園)期を迎え、交通社会に不慣れな児童・園児の交通事故の危険性が高まる季節です。児童・園児を交通事故から守るため、交通安全を自分の問題として、交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーの実践をお願いいたします。

【運動の重点】

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトの着用
- 飲酒運転の根絶

【ドライバーの皆さん】

特に生活道路を運転する場合は、子どもの急な飛び出しを警戒しながら安全運転をお願いします。



■詳しくは総務課生活安全係まで (Tel.32-2421)

新しい「防災のしおり」を配布

お知らせ版と一緒に配布しました「防災のしおり」には、100年に1回程度の降雨によるこれまでの浸水域の洪水ハザードマップと、国が想定し得る最大規模の、1000年に1回程度の降雨によるハザードマップが比較確認できるようになっています。

また、気象情報や避難の判断・行動などについても掲載していますので、災害の恐れがあるときには、各家庭で活用してください。



■詳しくは総務課生活安全係まで (Tel.32-2421)

危険物取扱者・消防設備士試験にチャレンジ！！

専門的知識と技術を有する危険物取扱者及び消防設備士は、人々の財産を火災から守る重要な役割を果たしています。

乙種・丙種危険物取扱者試験、乙種消防設備士試験には受験資格は必要ありませんので誰でも受験できます。なお、甲種危険物取扱者試験、甲種消防設備士試験には一定の受験資格が必要です。

●危険物取扱者・消防設備士試験日程表

◎危険物取扱者試験

区分	試験日	受付期間(書面)	試験の種類
第1回	令和3年 5月16日 (日)	4月2日(金)から 4月9日(金)まで 旭川市開催あり	甲種 乙種(第1~6類) 丙種
第2回	令和3年 6月20日 (日)	5月17日(月)から 5月24日(月)まで 名寄市開催あり	甲種 乙種(第1~6類) 丙種 ※甲種は札幌のみ開催
第3回	令和3年 7月18日 (日)	6月11日(金)から 6月18日(金)まで 旭川市開催あり	甲種 乙種(第1~6類) 丙種
第4回	令和3年 9月19日 (日)	8月13日(金)から 8月20日(金)まで	甲種 乙種(第1~6類) 丙種 ※甲種は札幌のみ開催
第5回	令和3年 10月17日 (日)	8月30日(月)から 9月6日(月)まで 旭川市・名寄市開催あり	甲種 乙種(第1~6類) 丙種
第6回	令和3年 11月14日 (日)	10月7日(木)から 10月14日(木)まで	甲種 乙種(第1~6類) 丙種 ※甲種は札幌・函館で開催
第8回	令和4年 2月6日 (日)	12月17日(金)から 12月27日(月)まで 旭川市開催あり	甲種 乙種(第1~6類) 丙種

◎消防設備士試験

区分	試験日	受付期間(書面)	試験の種類
第1回	令和3年 5月16日 (日)	4月2日(金)から 4月9日(金)まで 旭川市開催あり	甲種(第1~5類) 乙種(第1~7類)
第2回	令和3年 7月18日 (日)	6月11日(金)から 6月18日(金)まで 旭川市開催あり	甲種(特類) 甲種(第1~5類) 乙種(第1~7類)
第3回	令和3年 10月17日 (日)	8月30日(月)から 9月6日(月)まで 旭川市開催あり	甲種(第1~5類) 乙種(第1~7類)
第5回	令和4年 2月6日 (日)	12月17日(金)から 12月27日(月)まで 旭川市開催あり	甲種(特類) 甲種(第1~5類) 乙種(第1~7類)

※第4回は函館市、第6回は札幌市のみでの開催

試験日により受験地が異なります。下記のホームページにてご確認ください。
(旭川市・名寄市開催分は表のとおりです。)

※第7回、第9回は札幌市のみでの開催

※申請用紙は消防署和寒支署に用意してあります。

申請は直接「(財)消防試験研究センター北海道支部」への提出となります。

※インターネットからも受験申請ができます。受付期間が上記期間(書面による申請)と異なりますので、(財)消防試験研究センターのホームページをご確認ください。(https://www.shoubo-shiken.or.jp)

■詳しくは消防署和寒支署まで (Tel.32-2119)

お持ちの障がい者手帳をご確認ください

お持ちの障害者手帳の住所や氏名が変更されていない場合、マイナンバーを使った『情報連携』が行えない可能性があります。

手帳に書かれた住所や氏名などが変わったときは、**変更の届出**が必要です。

- 必要なもの…お持ちの障害者手帳、印鑑
- 手続き場所…保健福祉センター



■詳しくは保健福祉課福祉係まで (Tel32-2000)

和寒町文化財保護委員会 委員募集

和寒町指定文化財の保存・活用及び指定に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に意見を述べる、文化財保護委員会の委員を募集します。

区分	応募要領
1. 募集人数	1名
2. 応募要件	・町内在住者で、町の歴史や文化財、郷土資料に関心がある方 ・平日に開催される会議に出席可能な方（年3回予定） （出席した回数に応じて、報酬を支給します）
3. 任期	令和3年4月1日～令和5年3月31日まで（2年間 再任可）
4. 申し込み	令和3年3月29日（月）まで
5. 応募方法	教育委員会まで氏名、住所、年齢をご連絡ください。
6. 選考	教育委員会で選考し、結果は文書で通知します。
7. 応募先	〒098-0133 和寒町字北町 61 番地 和寒町公民館内 教育委員会教育推進課 TEL 0165-32-2477 FAX 0165-32-3004

■詳しくは教育推進課社会教育係まで (Tel32-2477)

令和3年2月福島県沖地震災害義援金のお願い

2月13日の福島県沖地震により、東北地方や関東地方で多くの方が被災されました。

日赤和寒町分区、和寒町共同募金委員会では被災された方々への支援のため、次の窓口で義援金を受け付けています。皆さまから寄せられた善意の義援金は、日本赤十字社や中央共同募金会を通じて被災地の救援活動に使わせていただきますので、ご協力願います。

- 義援金受付場所 (日赤) 保健福祉センター、役場お客さま窓口、役場出納窓口
(共募) 社会福祉協議会
※領収書をご希望の方は窓口でお申し出ください。
- 個人で振り込まれる場合 郵便局・ゆうちょ銀行
口座記号番号 00190-1-673783
口座加入者名 日赤令和3年2月福島県沖地震災害義援金
※郵便局、ゆうちょ銀行窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。
受領証をご希望の場合は、通信欄に「受領証希望」とご記載ください。
- 受付期間 令和3年5月31日（月）まで



※寄せられた義援金の情報は、被災地の日本赤十字社支部と中央共同募金会で共有される場合がありますので、ご理解をお願いいたします。
義援金に関する詳細につきましては、日本赤十字社ホームページをご確認ください。

■詳しくは保健福祉課福祉係まで (Tel32-2000)

昭和37度～昭和53年度
生まれの男性が対象です

風しん抗体検査は受けましたか？

最近の風しん患者の増加に対し、風しんの抗体を十分に持たない可能性のある一定年齢の男性を対象に令和元年度から令和3年度の3年間のみ、抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を送付しています。

対象は『昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性』です。



抗体検査の受け方

①クーポン券を確認



*対象者にはすでに送付済みです。
紛失した方はご連絡ください。

②医療機関に予約

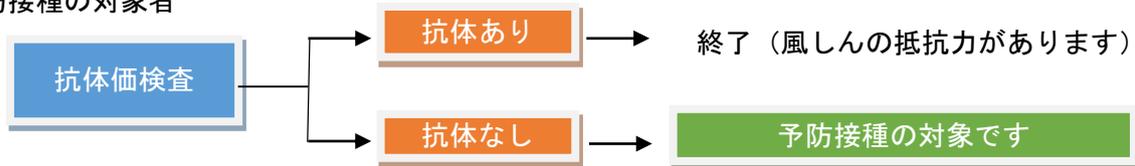
○町立和寒病院、その他健診・医療機関に予約（クーポン券に同封の医療機関等リストを参照）。
○医療機関によって**職場の健診とあわせて受けることも可能**です。健診の申込み時にご確認ください。

③抗体価検査

○クーポン券、予診票、身分証明書が必要です。
○検査の結果「抗体なし」と判定された場合のみ予防接種を受ける必要があります。※下記参照

※お手元のクーポン券は記載の期限にかかわらず、令和4年2月まで使用可能です。

※予防接種の対象者



■詳しくは保健福祉課保健係まで（Tel.32-2000）

「北原交流展示館」作品募集

北原交流展示館では町民の皆さまによる写真や書・絵画・押し花絵・水墨画・陶芸・木彫など毎年多くの力作を展示しており、今年も5月1日（土）のオープンに向け準備を進めています。サークルや個人で制作している作品で会場を彩ってみませんか？個人展、グループ展の相談もお待ちしています。お気軽にご相談ください。



- 募集作品：写真、書、絵画、手芸など自身で制作したもの
- 展示期間：5月1日から10月31日 ※短期間の展示も受け付けます。

■詳しくは教育推進課社会教育係まで（Tel.32-2477）

65歳以上のドライバーの皆さまへ

「ブレーキとアクセルの踏み間違い」に備えて、急発進の抑制等をする装置の取り付けについては、国の事業継続が令和3年度末まで延長となり、同じく町も装置の取り付け費用の補助を継続します。国（2～4万円）と町（1万円）から受けられます。

【町の主な補助要件】

- ①65歳以上の方、または令和3年度中に65歳（令和3年4月1日から令和4年3月31日）を迎える町民
- ②自家用車の車検証に記載された使用者であること
- ③有効な運転免許証を保有していること
- ④国が認定した装置を指定店で取付けること
装置により使用方法や作動条件などが異なりますので、国が認定した装置・取付店など詳しくは、下記ホームページを参照ください。
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html
- ⑤装置の取付けは1人1台までとし、1年以上使用すること



- 5 - ■詳しくは総務課生活安全係まで（Tel.32-2421）